

# (案)

平成24年9月 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会

会 長 中 登

「(仮称)流山市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「(仮称)流山市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の制定について(答申)

平成24年9月3日付け流社第231号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

## 記

条例の制定について審議した結果、別添の条例案を成案とすることについて賛成します。なお、今後の対応にあたり、次の意見を添えます。

- 1 今後実施するパブリックコメントにおいて市民の意見を十分に聴くこと。また、パブリックコメントの実施後においては、市議会上程前に、その結果を本審議会に報告するとともに、パブリックコメントに基づき条例案の内容を変更したときは、その内容を本審議会に議題として諮ること。
- 2 条例の施行に当たっては、市民並びに地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者に十分な周知を図ること。
- 3 条例の施行後は、市が、これらの条例で定める基準の実効性を図るとともに、利用者にとってより良い地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスとなるよう、実態をよく把握するとともに、必要な指導や助言を行い、サービスの質を維持・向上させるよう努力すること。

(案)

平成24年 9月 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会  
会 長 中 登

老人福祉センターの使用料の徴収について (答申)

平成24年9月3日付け流社第231号で諮問のあったこのことについて、  
下記のとおり答申します。

記

老人福祉センターの使用料の徴収について審議した結果、「流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 (案)」を成案とすることを了承します。

なお、使用料の徴収にあたっては次の意見を添えます。

- 1 浴場使用料1日及びカラオケ使用料1時間当たりの額は妥当であると判断するが、浴場使用料の1か月の額については安価に過ぎるという意見があったことを申し添える。